

報告第7号

専決処分(桐生市国民健康保険税条例の一部改正)の承認を求める
について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

桐生市長 荒木 恵 司

専 決 処 分 書

桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市条例第24号

桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

桐生市国民健康保険税条例(平成12年桐生市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条第5項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、「法」を「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加える。

第9条の6の見出し中「国民健康保険の」を「18歳以上」に改める。

第21条第1項中「66万円」を「67万円」に、「同条第5項」を「同条第5項本文」に、「キ及びクに掲げる額を減額して得た額」を「キからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」に改め、同項第1号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

第21条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 50円

第21条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 20円

第21条第2項第3号ウ中「前項第2号キ」を「前項第3号キ」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 第21条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の桐生市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報 告 説 明

報告第7号 専決処分(桐生市国民健康保険税条例の一部改正)の承認を求める について

地方税法施行令の一部改正に伴い、桐生市国民健康保険税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和8年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

主な内容は、国民健康保険税の医療分に係る課税限度額の引上げ及び子ども分に係る課税限度額の新設並びに国民健康保険税減額措置における判定所得基準の引上げを行うものです。また、子ども分における18歳以上被保険者均等割額に係る減額措置及び18歳未満被保険者均等割額に係る免除措置の新設を行うものです。